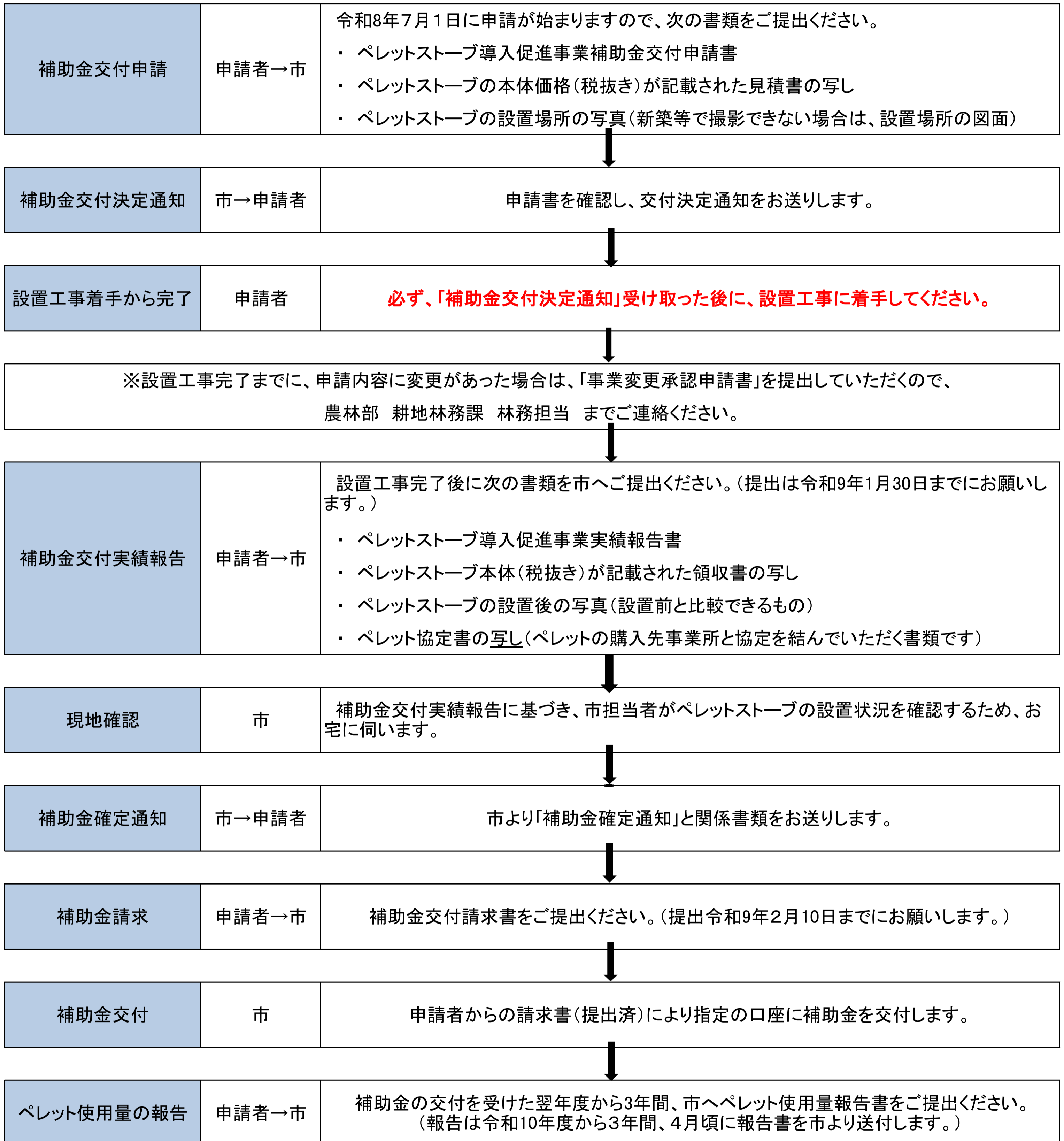


補助金申請手続きの流れ

耕地林務課 林務担当

補助率 ペレットストーブ本体価格(税抜き)の2分の1:上限10万円



※ペレット使用量を令和9年度分の使用量から3年間報告してください。報告の際は市から書類を送ります。(領収書等は必要ありませんので、使用した分を報告書に記載してください。)

※補助対象者は自らが居住するための市内の住宅にペレットストーブを設置しようとする者(実績報告時において、設置住宅が対象者の住所として住民票に記録されている者)又は市内に事務所を置く法人で、市税に滞納のないものとしします。

※実績報告書と請求書には提出期限がありますので、ご注意ください。(遅れる際には、ご連絡ください。)